

ふるさと往来センター閉館のため 条例を廃止します

本委員会は執行部出席のもと12月14日に開催した。

審査した議案（8件）

- Pick up! ○職員の定年等に関する条例の一部改正
- Pick up! ○地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- Pick up! ○個人情報保護法施行条例
- Pick up! ○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例



- Pick up! ○みどり市議会議員及びみどり市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正
- Pick up! ○ふるさと往来センター条例の廃止
- Pick up! ○多世代交流館条例の一部改正
- Pick up! ○岩宿博物館条例の一部改正

こんな議論がされました

●職員の定年等に関する条例の一部改正

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を令和5年度より段階的に65歳まで引き上げ、併せて役職定年制の導入を行うことから、所要の改正を行うものとの説明。

委員から、定年延長になった人は管理職ではなくなるのかとの質疑に対し、みどり市では5級以上の課長補佐職以上を管理職としているため、60歳を超えると役職定年で管理職ではない4級の格付となるとの説明あり。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

●地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、職員の定年の引き上げや役職定年制の導入を行うことに伴い、関係する条例の改正または廃止を行う内容の整備条例を制定するものとの説明。

の説明。

委員から、定年延長に伴い、新たな職位として設定される主幹、副主幹は、管理職の業務をするわけではないのかとの質疑に対し、管理監督する管理職の業務はしないことになるが、長年勤務してきた経験、知識を市民のために生かしてもらったための職位として位置付けていきたいとの説明あり。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

●個人情報保護法施行条例

令和5年4月1日から個人情報保護法が改正され、本市も同法の適用を受けることとなるため、同法の施行に関し必要な事項を定める条例を制定するものとの説明。



委員から、条例第7条で市長が毎年1回、実施機関が行った個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとするところがあるが、毎年1回の具体的な公表の日程とどのような方法で公表するのかとの質疑があり、毎年5月中旬に告示とホームページで運用状況を公表するとの説明あり。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

●デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

デジタル社会形成関係整備法の施行に伴って、令和5年4月1日から個人情報保護法が改正されるため、これに係る条例の改正または廃止を行うため整備条例を制定するものとの説明。

質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

●ふるさと往来センター条例の廃止

みどり市公共施設個別施設計



画に基づき令和4年12月20日をもって、ふるさと往来センターを閉館するため、ふるさと往来センター条例を廃止するものとの説明。

委員から、ふるさと往来センターに併設するトイレの維持管理はとの質疑があり、大間々町第16区とも調整しながら決めていきたいとの説明あり。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

●多世代交流館条例の一部改正

多世代交流館内の未整備であった3階の整備完了に伴い、増設した施設とその使用料を追

加設定するものとの説明。

委員から、大間々公民館が所在している複合型の社会教育施設とあるが、多世代交流館の1階から3階全てが、社会教育施設という位置付けでよいのかとの質疑があり、条例第1条に市民の生涯学習及び市民の交流、子育て親子の交流等を推進するため設置する施設と定めており、また、教育委員会で施設全体を管理しているため社会教育施設の位置付けであるとの説明あり。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。



●岩宿博物館条例の一部改正

岩宿博物館に新たな職として特別館長を設置するため、所要の改正を行うものとの説明。

委員から、相澤千恵子氏の特別館長としての主な役割はとの質疑があり、寄贈される相澤忠洋氏の資料を取りまとめ、後世に語り継ぐための助言、指導や国登録有形文化財の申請に当たった資料の選定を担っていただくとの説明あり。

討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。



桐生地域医療組合の規約が変更されます

本委員会は執行部出席のもと12月12日に開催した。

審査した議案（2件）

Pick up!
○福祉医療費支給に関する条例等の一部改正

部改正

Pick up!
○桐生地域医療組合の規約変更に関する協議

る協議

全ての議案を可決



●福祉医療費支給に関する条例等の一部改正

子育て世帯の経済的負担を軽減するため高校生世代の医療費の無料化を行うほか、群馬県の補助金交付要綱の改正に伴い、重度心身障害者の医療費助成に係る県補助事業と市単独事業の所得制限の整合性を図るため、所得制限の対象に受給者の世帯員を加えるなどの改正を行うものとの説明。

こんな議論がされました

委員から、所得制限の対象が受給者の世帯員にまで拡大されたことにより影響を受ける人数はとの質疑があり、令和3年度の所得で計算をすると、2人から3人影響を受けるとの説明あり。
討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

●桐生地域医療組合の規約変更に関する協議

病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い桐生地域医療組合の規約を変更することについて、同組合から地方自治法の規定による関係団体の協議に係る申し入れがあったため、議会の議決を求めるものとの説明。

委員から、管理運営体制や、勤務者の身分、条件などに影響が出るのかとの質疑に対し、企業長が置かれることにより、職員採用、勤務体制、クラスター対策など迅速な判断ができ、職員の身分については、一部事務組合の企業団として、地方公務員で変更はないとの説明あり。
討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

新たに市内路線を認定しました

全ての議案を可決



審査した議案（2件）

Pick up!
○市道の路線認定

Pick up!
○市道の路線変更

本委員会は執行部出席のもと12月13日に開催した。

こんな議論がされました

●市道の路線認定
市道笠懸4407号線は、土地開発によって築造された新設道路の寄附を受けたため、当該路線の認定を行うに当たり、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものとの説明。
質疑、討論もなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

●市道の路線変更

市道笠懸4187号線及び市道笠懸4188号線は県道桐生伊勢崎線の改良工事に伴い市道の線形が変更したため、また、市道大間々3118号線はその一部が民地内を認定しているため、それぞれの路線の起終点の変更を行うに当たり、道路法第10条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものとの説明。
質疑、討論もなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。